

第45回 和歌山県人権施策推進審議会	
日 時	令和2年11月17日（火）10：30～12：00
場 所	和歌山市 ホテルアバローム紀の国
議 題	<p>1 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）について</p> <p>2 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」（骨子案）について</p>
報 告	<p>1 人権啓発事業について</p> <p>2 その他</p>
出席委員	上岡委員、江田委員、島委員、高橋委員、平木委員、古川委員、山岡委員、山添委員
配付資料	<p>①【資料1】「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）関係</p> <p>②【資料2】「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」骨子案関係</p> <p>③【資料3】人権啓発事業関係</p> <p>④【資料4】関係法令</p>
内 容	
	<p>1 開 会</p> <p>和歌山県参事 人権局長事務取扱 挨拶</p>
	2 議 事

議題(1) 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）について

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）について審議した。

審議については以下のとおり

委員	モニタリングをした結果、削除依頼を行い、令和元年度は23%、令和2年度に関しては9%が削除されたということだが、削除依頼に応じてもらえなかったものについてその理由、例えば特定のプロバイダには応じてもらえなかった、あるいはこういう類型については応じてもらいにくかったなどがあれば、伺いたい。また令和2年度に関しては、令和元年度に削除されなかったものも母数に含まれると聞いたが、そうすると、年々削除依頼に応じてもらえるパーセンテージが下がってしまうことになるのかなと思う。単年度ごとの数値がないと、条例が制定されたとして、条例の効果というのは計りにくいので、できればデータの取り方を少し考えていただけたらいいのかなと思った。
事務局	いくつかの掲示板とSNSに対して削除依頼をしているが、削除するかしないかについては各プロバイダの判断となる。そのため、どのサイトでどのようなものが削除されるのかといった傾向は不明である。なお、県はプロバイダに削除依頼を行うとともに、削除されないものに関しては法務局に対しても削除要請を行っている。
事務局	モニタリングをしているのは、匿名で書ける掲示板や情報量が多いサイトで、和歌山大学との共同研究で行っている。削除されるケース、削除されないケースの傾向も含めて研究しているところである。
事務局	削除担当が当番制なのだろうなと思っている。削除されたケース、削除されないケースの内容の分析を行っているが、一つのサイトでも、削除してくれる時もあれば、同じような系統のものであっても削除されない場合もある。非常に分類に苦慮しており、どのような内容が削除されているのかを掴みあ

	ぐねている状況である。先ほども答えさせていただいたとおり、和歌山大学と共同研究という形で進めており、引き続き、削除が行われる傾向を探っていき、傾向が判明した場合、そこに狙いを定めて集中的に削除要請をかけていこうと考えている。
事務局	単年度ごとの集計の方が良いのではないかという御意見については、どのような分析の仕方がいいのかということも含めて検討させていただきたい。
委員	やはり、単年度分を集計して積み上げていくなど考えてもらったらいいのかなと思う。
委員	<p>今回の条例の改正は、プロバイダに削除を要請するということでよいか。そうであれば、当然のことながら、その発言、メッセージの主体が、どのプロバイダを使っているかをまず調べる作業がある。プロバイダ一齊に調査することはほぼ不可能なので、プロバイダのレベルへ削除要請するべきものなのかどうか。サービス提供者、例えばツイッターやフェイスブックは独自の基準を持っているので、それをより精査し、県の要請に応えていただくように働きかける方法もあるだろうと思う。個人のブログなどになると難しい問題もあるだろうが。技術的にプロバイダへの削除要請の方が効率的なののかどうなのか聞きたい。</p> <p>また、アメリカ大統領選でも話題になったが、特に大手のサービス提供者などであれば、単に削除するのではなく、これは不当な表現ですよというメッセージ付きで拡散を防止する措置をとっている。単純に削除するよりも、啓発効果というか、教育効果という点から考えた場合、大手サービス提供者について、これは明確に部落差別に当たるので、いわゆる「いいね！」を押したりするということは禁止する。しかし、そのメッセージ自体は見ることはできるようにするという方法もあるのではないか。プロバイダのレベルで削除に応じてくれたら、それはなかったことになってしまうので、それはどうなのかなと素朴な疑問として思った。</p>
事務局	プロバイダには、大手のインターネット接続業者も含まれるが、先ほど委員の発言にもあったサービス提供者、SNSなどの掲示板管理者もプロバイダに含まれる。また、このような書き込みは部落差別に当たるので削除して欲しいと、サイト管理者に直接削除要請を行ったものもある。また、不当な表現である旨の啓発については、プロバイダが削除と併せて啓発していただけることは、プロバイダが発信していく上で非常に大きな役割であると考え

	<p>ている。</p> <p>県としては、部落差別の助長を拡散するような状況がある中で、誰もが見られるという状態があつてはいけないと考えており、削除していただきたいと思っている。併せて、部落差別を助長させる書き込みはいけないと啓発していただけるのは大変ありがたいことだと思っている。</p>
事務局	<p>委員が言われるよう、啓発効果はあると思うが、サイトによれば、削除要請がそのままサイト上に掲載されるものもある。それによって、この表現が部落差別だと啓発する効果が生じるのだろうと思うが、そのまま差別書き込みを載せ続けると、差別を助長するおそれもある。そのため、積極的に消していただく方がよいと考えており、削除依頼をしている。</p>
委員	<p>モニタリングの数の問題だが、削除依頼の件数に対して、実際に削除された件数がかなり少ないなというのが率直な印象である。これは、意見の相違なのか、プロバイダは忙しくて削除要請の対応まで手が回らないのか、何か理由を掘んでいなければ聞きたい。</p>
事務局	<p>県としても、委員がおっしゃる情報は欲しいと思っている。先ほど説明させていただいたとおり、削除依頼を行っても、プロバイダからの返答がない。そのため、何日か経ってから、そのサイトを改めて削除されているかどうかを確認している状況である。</p>
事務局	<p>モニタリングし削除依頼を行っている他府県の担当者とも話しているのだが、本県の削除率が極端に低いというわけではなく、表現の自由が関係しているのか、明確な理由は分からぬが、全国的に本県と同様の状況にある。そのため、本県では、今年も政府提案という形で、制度的に進めて欲しいと要望を行っている。</p>
委員	<p>2点、質問がある。1点目はモニタリングの対象について。和歌山県内に情報を持っている、機械が置いてある、そういうサービス提供者を対象にしているのかどうか。もう1点は、要するに今回の改正理由は、削除依頼をしているけれども削除されない書き込みがあるからということだが、この改正をすることで、現在削除されていないものがどうなるのか。</p>

事務局	モニタリングの対象については、県内に基地局などを置いているプロバイダ全てを確認することはできていないが、本県についての書き込みがされているような、大手の掲示板などを対象としている。また、改正後どうなるのかという点については、条例に基づき和歌山県が削除を依頼した際、プロバイダが和歌山県の条例に従い部落差別の情報は消していかなければならないと思っていただけるような働きかけを行うことにより、部落差別のない社会を築いていきたいと考えている。
委員	今、削除できていないパーセンテージは結構高いと思うが、その部分が、条例に追加することで劇的に改善するというわけではないということか。聞いている趣旨は、今回の条例の中身として、「当該情報の削除など、必要な取組を行うことを求めます。」という、求めていく対象となるプロバイダは、全国のプロバイダなのか、和歌山県内に基地局か何かあるところに限られるのか。
事務局	条例の対象としては、県内に基地局を置いているプロバイダとなる。条例は属地主義のため、和歌山県内であることが必要となる。しかし、先ほどから説明しているとおり、インターネット上で行われている部落差別は和歌山県内だけではなく、全国的な問題であり、和歌山県ではこういう条例を作っているので、せひとも削除してほしいという働きかけをプロバイダ協会などにしていくことにより、削除を行っていただきたいと考えている。
委員	そうすると、この改正案のうちの2つ目の、「特定電気通信役務提供者の責務」の追加の部分で、「県及び市町村が実施する施策への協力を求めます。」に関しては、和歌山県内には限られず、「利用者が投稿した情報により部落差別が行われていることを確認した場合には、当該情報の削除など必要な取組を行うことを求めます。」に関しては、和歌山県に限るという理解でよいか。
事務局	条例の対象となるのは、県内の事業者と考えているが、協力は全国の事業者に求めていきたいと考えている。
事務局	モニタリングの対象自体は、インターネット上で検索できる全てとなるので、和歌山県内のプロバイダだけではなく、全国のプロバイダの掲示板や、

	SNSとなる。それを検索して、掲示板の管理者であるとかプロバイダに削除をお願いしていくのだが、委員が言われるよう、条例の規定上は、県内のプロバイダに、「確認したら削除を行うこと」という責務になる。しかし県内には、東京や大阪に本社がある大手で、基地局などをお持ちのところがあろうかと思うので、県から全国のプロバイダにお知らせするのはなかなか難しいため、プロバイダが構成している協会に、和歌山県がこういう条例を作りましたので、ぜひとも差別書き込みと確認した場合は削除をお願いしますという働きかけ、いわゆるPR効果をねらっている。そういう位置付けで考えていただいたらと思う。
委員	いわゆる個別のメッセージに直接対応するというわけでは必ずしもないということか。
事務局	一時的には、個別に削除される件数が飛躍的に増えるわけではないだろうとは思っている。ただ、プロバイダへ働きかけることによって、本県からの削除要請に気づいていただき、削除要請への感度を上げていただく、部落差別が行われていることに気づいていただき、削除の率が上がるのではないかと考えている。
委員	削除要請に関しては、個別のメッセージに対しても行っていくのか。
事務局	然り。
委員	令和2年10月末現在では差別書き込み件数が311になっているが、これは、和歌山県に関わる部落差別だけではなく部落差別全般なのか。部落問題は結構大きな問題になっており、私の印象からすると、もっと数が多いのではないかという気がしている。311という件数は、和歌山県の同和地区に関わるものだけなのか、それとも、全国合わせての数なのか、教えていただきたい。
事務局	和歌山県に関わるものに限定している。
委員	先ほど、削除だけでなく、警告文の表示という話が出たので、少し申し上げたい。削除させるというのは、表現の自由の関係が問題になるというのは、

	<p>当然、周知のことかと思うが、例えば、プロバイダに対して削除だけではなく、あるいは削除に代えて、「それは差別表現ですよ」といった警告表示をさせるということは、間接的にせよ直接的にせよ、それが強制力を伴うと、プロバイダ等の事業者に、自分が意図しない表現を強制、強制までいかなくても半分強制させるようなことになってしまう。それはそれで、表現の自由との兼ね合いの問題がある。特に、自分が意図しない表現をさせるという意味では、表現の自由に対する、より強度の制限になてしまいかねないという点は、ちょっと留意をしておく必要があり、削除ではないから良いというようにはいかないのかなと、聞いていて思った。</p>
委員	<p>警告等をする時には、専門家に相談して進めていただいた方がよいのではないか。県の条例ということで、今回、働きかける対象は県内事業者だけなのかという点があった。インターネットそのものは世界的に展開されるものであり、この条例の対象が、モニタリングの書き込みの内容については和歌山県に地域性のあるものであって、それは事業所が県内であろうと全国であろうと、和歌山県に関することについて問題があればモニタリングしているという、内容についての地域性が一つ。もう一つは、事業所自体、プロバイダなりが県内にある企業だといったことであれば、これは県の職務であるから対象になる。もう一つは、全国的なネットワークでなくても、発信者が特定されるかどうかは分からないが、発信者が県民である場合などといった関係もあるかと思う。他の委員にご意見をいただきたいのだが、県の条例の効力というか、対象となるのは、そういった場合には、どこまで条例の範囲になってくるのか。和歌山県から意見を出していって、全国的に働きかけていきたいという部分と、例えば条例の効力的な部分との関係があると思うが、その辺りはいかがか。</p>
事務局	<p>まず、事務局から説明させていただく。場所と地域という点については、条例であるため、和歌山県内で事業を行っている事業者に限られる。しかし、全国にあるような大手の事業所であったとしても、県内に基地局がある、またはサービスを提供している事業者については、本条例の対象となる事業者と考えている。また、内容が和歌山県内のものについては、発信地がどこかはモニタリングでは分からないため、条例で対応できるのかという問題がある。本県としては、差別表現があったり、地域のことについて書いているものについては削除依頼を行っていきたいと思っている。また、発信者が県民</p>

	である点については、たとえ県民が発信者であったとしても、大阪で書き込んだ場合は、本県の条例の対象外となるが、条例の趣旨を説明するとともに、このような書き込みは駄目であり、今後行わないようにといった啓発を行ってまいりたい。
委員	その分野の専門ではないので、あまり詳しいことは分からないが、私の感覚からすると、県内でサービスが提供されている、県民がそのサービスを利用できるという状況にあるのであれば、対象になるのかなという感じは受けた。大阪南部に基地局があり、県民がサービスを利用できる状況にあるが、基地局が大阪だから対応できないということではどうなのかなと感じた。例えば、訪問販売には規制があると思うが、大阪府の業者が和歌山県内で販売していると、これは当然規制の対象になると思う。そういった他の条例などと並行的に考えていくことになるのかなと思う。
委員	条例の範囲がどこまでかというのをあまり考えたことがなかったのだが、おそらく行為地が基準になるのかなと感覚的には思う。本来こういう問題は、全国的に行われて問題になっていることであり、かつインターネットで広がっていくということだと、どこまでが県の範囲内かとか条例の範囲内かという問題で、どうしてもそこの軋轢が起こってくると思う。そこでモラルハザード的になってしまってもいけないと思うので、本来は、国が法律で定めるべきことなのかなという感覚はある。
委員	法の視点というところについては、また言わせていただくことがあるかも知れないが、是非ご検討いただけたらと思うので、よろしくお願ひしたい。
	<p>議題(2) 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」（骨子案）について 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」（骨子案）について審議した。</p> <p>審議については以下のとおり</p>
委員	誹謗中傷等が条例の対象として挙げられているが、一方で、先ほどの具体

	例では、感染者がどこにいるのか、どこで感染したのかなど、プライバシーの侵害的なものが挙げられていた。ただ、プライバシーの侵害、個人情報を公にするというだけでは、必ずしも誹謗中傷に該当するわけではないのかなと思うので、その辺りの整理の仕方というのは、ちょっと工夫が必要で、難しいのかなと思う。誹謗中傷というのも、何が誹謗中傷かというのが、なかなか定義づけが難しいところなので、あまり誹謗中傷という形で明確にしようと絞ってしまうと、プライバシーの侵害的なものについてはとらえられなくなってしまうのが難しいところかなと思う。
事務局	誹謗中傷の定義については、パブリックコメントでも、「誹謗中傷というのは何かというのを示されていない。」という意見をいただいている。誹謗中傷は、公職選挙法などでも規定されており、根拠のない悪口を言って相手を傷つけることと考えている。また委員から、プライバシーの侵害のみでは誹謗中傷と判断しづらい場合もあるとのご指摘があったことも踏まえ、プライバシーの侵害も含まれるような条文を検討したいと思う。
委員	ずっと考えていて、未だによく分からぬのだが、コロナ差別というのが、非常に誹謗中傷というところにウエイトがおかれてる感じがする。例えば、差別的待遇などは、もっと別のところでやるということか。例えば、賃金がきちんと支払われない、ちゃんとしたところは賃金保障等々があるにも関わらず、零細なところではない。何をもって差別と定義するかという非常に難しい問題が絡むが、このコロナ差別を、差別的な言辞にもっぱら焦点を当てるのか、差別的な対応だと処遇だと、制度も含めて差別とするのか。例えば、この前NHKを見ていて思ったのだが、労災認定を受けられないというのは、これはやっぱり差別的対応ではないか。制度レベルでそうなのかも知れないが、大手の病院の医療関係者であれば、ほぼ100%労災認定が受けられるのに、そうではない零細の飲食業者や接客サービスを行っている人達に対しては、なかなか労災認定が行われないというようなレベルまで含めて差別とするのか。コロナ差別相談ダイヤルでは、どういうものを受け付けるのか。さっき言ったような差別的な待遇や差別的な対応についても相談の対象としているのか、もしくは、差別的な誹謗中傷のレベルにとどまるのか。コロナ差別というのをどのレベルまで含めてやるのか。どうもインターネットに焦点が当てられて、差別的なメッセージというか誹謗中傷などにウエイトがかかりすぎているような感じがする。コロナ差別の問題というのは、も

	う少し大きい問題ではないかと思っていて、私もよく分からぬが、県としてはどう考えているのか。
事務局	まず、条例においては、誹謗中傷などを考えている。一方、コロナ差別相談ダイヤルでは、誹謗中傷等だけに限らず委員がおっしゃっていただいているような差別的処遇についても、助言などの対応を行っている。
委員	県では、制度として個別にコロナ対応のための対策は取っているので、この条例は、専ら差別的なメッセージ、言辞、誹謗中傷、人権をおとしめるようなメッセージのところだけに絞るというのであれば、そういう説明は成り立つのだろうと思う。ただ、コロナ差別と言いながら、実際はコロナ差別に関する誹謗中傷とか、人を傷つけるようなメッセージのところに絞っているというところが、ちょっと分かりにくいのではないかと思っている。
事務局	今回の条例においては、誹謗中傷等対策ということで、言辞などで傷ついた方への対策のための条例と考えており、差別的処遇などについて、また、それ以外の取組についても、県として対応が必要な部分については、その都度考えていきたいと思っている。
事務局	コロナ相談ダイヤルは、コロナ差別に関する総合窓口としているので、そちらへ言っていたいたら、委員が言われているような労働相談、あるいは経営難についての専用窓口、感染症自体に関わった健康相談などの交通整理をさせていただく。コロナ差別相談ダイヤルにかけていただければ、内容別に具体施策で対応させていただこうと考えている。今回の条例では、誹謗中傷等にプライバシーの侵害なども盛り込んだ形で、言辞、言動を何とかなくしていきたいというのが一つの思い。さきほど委員が言られたようなことについては、それを差別ととらえるかは非常に難しい話で、国で一定の基準を示していただきないと、それを差別だから規制するというのは、本県だけでは非常に難しい。誹謗中傷等については、先ほどもご説明させていただいたように、公職選挙法等の法律上で使われた規定があるため、その規定を援用し、それをベースにやっていこうと考えている。ただ、判例等で縛られている部分がないため、本県が誹謗、あるいは中傷と判断したもの、当然、争いの余地はあるというのは心得ている。誹謗中傷以外のコロナ差別については、具体的な救済を施策の中で展開していく事を考えている。
委員	骨子案でいろいろ書かれているが、教育及び啓発という項目は本当に私た

	ちがこれから生活していく上でも大変重要なところだと思うが、具体的に県はどういう人に誹謗中傷がいけないと教育していくのか。対象は考えられているのか。
事務局	対象については、全ての県民を対象として啓発していくものと考えている。
委員	例えば、県では出前講座をやっていて、子供たち、学生とか小学生、中学生などを対象にしていると思うが、そういう細かいところは条例の中で出てこないと思うが、県としての基本的な考え方を教えてほしい。
事務局	教育委員会で、児童・生徒に対しての学校教育、あるいは社会教育はされると思う。一方、私どもの啓発の場合は、基本的にはすべての県民ということで、今後考えていくことになるが、具体的にターゲットを絞って、例えば、それぞれの地域で人権に取り組んでいただいている団体の皆さんとの協力を得て、県民への啓発もやっていかないといけないと考えている。それから、次のところで説明させていただこうと思ったのだが、この条例制定を待つではなく、今やれることをやっていこうということで、先ほど担当から説明させていただいたが、人権チェックリストを作り、県のホームページへ登載するほか、各市町村に配って、市町村において啓発に御活用いただく、あるいは、企業にも送付し、従業員の方への啓発であるとか、顧客等関係者の方についても啓発をお願いしており、12月にはコロナ差別をテーマにした講座を計画している。
委員	私も人権のチェックリストを見せてもらって、これはいいなと思っている。子供たちに、差別はいけないと植え付けるのは、一番は学校かなと思うので、是非、教育委員会と連携しながら進めていって欲しい。
委員	教育現場の先生と話したのだが、今、低学年でもかなり携帯を持つ子が増えて、子供たち同士の遊ぶ約束などが、一昔前とはすごく違っていると言われていた。そういった中で、差別であったり、コロナであったり、あるいは友達同士で遊ぶということでも、教育現場でも、非常に教育リテラシーというか、発達段階に応じて随分考えていただいていると思う。教育の中で取り上げてもらうということは、すべての県民が、将来きちんと教育がされていくことにつながるので、大事だと思っている。なかなか成人になってから啓

	発をやろうとしても難しいところがあると思う。今の教育現場は本当に大変忙しくて、外からの働きかけというのは難しいと思うが、是非、その辺りも連携しながら進めていただけたら有り難いと思う。
委員	学校教育との連携と啓発事業について提案された意見だと思う。よろしくお願いする。
委員	意見というか、感想のようなものであるが、誹謗中傷の対策に関する条例の趣旨については大賛成という感じである。しかし、こういう発言をする人、インターネットに書き込みをする人はおそらく大人が多くて、かつ、自分が悪いことをしているという自覚がない人がきっと多いのだと思う。なので、あなたがしていることは誹謗中傷だと言われても、おそらく受け入れがたいと思うし、他人のプライバシーであるとか人権よりも、自分たちの事業であるとか、自分たちの健康の方が大事なのだというような思い込みや、それが関係性があると思い込むことによって、こういう言辞や言動をしてしまうということがあると思うので、子供に対する教育や啓発活動もすごく大事だとは思うが、現実にこういう言動をしている大人に対しても、県として粘り強く啓発活動をしていただきたいと思う。
委員	少し教えていただきたい。多くの相談が寄せられており、40件あるということだが、内容を見ると、すぐに解決できないような内容が多くあると思う。この中で、この相談によって、相談者の方が精神的に改善されていったとか、現在も継続して対策などを行っているようなことがあれば教えていただきたい。
事務局	40件すべてが解決しているわけでは決してない。しかし、相談の多くが、自分が受けてつらかった悩みを聞いて欲しいということと併せて、自分が受けてつらかったことを他の人に受けてほしくないという思いから、県民に対して県からきちんと啓発して欲しいというものであった。このほか、相談者と相手方の両者の話を聞かせていただいた上で、相手方が言ったことが事実であると確認し、このような発言はだめなので、言ってはいけないといった対応を行ったこともある。
委員	今回のどちらの議題についても、良い条例だと思って賛成させてもらおう

	<p>と思っており、特に大きな意見はない。インターネットに1回書き込まれたことは、自分でもどうしようもないし、削除依頼して削除されたとしても、やっぱりずっとコピーされて残っていてしまい、とても辛い。個人として特定された方は、本当に大変傷つき、これから的人生を送っていかれる方もいらっしゃると思う。なので、一つ踏み込んで、事業者に対して、削除を強く働きかけていける根拠となる法律というのはとても大切だなとすごく思った。ですから、こういうことを県がやっていただき、和歌山県にとどまらず、あちこちの県がそういう条例を制定することによって、やはり国が積極的にこういうことに対して、一人一人の国民の人権の尊重を考えて欲しい。そういう一つの動きになればいいなと思う。</p>
事務局	<p>委員が言わされたとおり、条例で規定することにより、県としてはインターネット上の差別書き込みを許さない、またプロバイダに対して削除して欲しいという姿勢を示していくことが重要だと考えている。また、本県の取組がきっかけとなって、国において、今現在もインターネット上の人権侵害などの誹謗中傷対策について、取り組んでおられるところだが、より積極的に取り組んでいただけるようになればと考えている。</p>
	<p>報告(1) 人権啓発事業について 事務局より【資料3】人権啓発事業関係に基づき説明を行った。</p> <p>報告(2) その他</p> <p>委員から特に発言事項なし</p>